

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	大分県高校生等奨学給付金の支給に関する事務(国公立高等学校等)に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県教育委員会

公表日

令和8年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	大分県高校生等奨学給付金の支給に関する事務(国公立高等学校等)
②事務の概要	「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱」及び「大分県高校生等奨学給付金支給要綱」に基づき、国公立高等学校等の生徒の保護者等は授業料以外の教育費に充てるため、高校生等奨学給付金(以下「奨学給付金」という。)の支給を受けることができる。 申請をする保護者等が奨学給付金を受給するためには、保護者等が大分県内に在住し、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、支給決定の判定を行う。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学給付金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法第9条第1項に規定する準法廷事務及び準法廷事務処理者を定める命令の表の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県教育庁教育財務課
②所属長の役職名	教育財務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県総務部県政情報課情報センター 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県教育庁教育財務課 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 電話番号 097-506-5454
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	大分県個人情報の管理に関する規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	IV 1 基礎項目評価書	—	新様式への変更	事前	
令和4年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国公立高等学校等の生徒の保護者等は「大分県高校生等奨学給付金支給要綱」に基づき、授業料以外の教育費に充てるため、高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給を受けることができる。 申請をする保護者等が奨学給付金を受給するためには、保護者等が大分県内に在住し、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、支給決定の判定を行う。	国公立高等学校等の生徒の保護者等は「大分県高校生等奨学給付金支給要綱」に基づき、授業料以外の教育費に充てるため、高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給を受けることができる。 申請をする保護者等が奨学給付金を受給するためには、保護者等が大分県内に在住し、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、支給決定の判定を行う。	事前	令和4年度より、税額情報に加え、生活保護関係情報を照会することによる変更
令和4年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和7年1月9日	基礎項目評価書	—	新様式への変更		
令和8年1月8日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項 準法定事務主務省令の表の8の項 番号利用条例別表第一の5の項	・番号法第9条第1項 ・番号法第9条第1項に規定する準法廷事務及び準法廷事務処理者を定める命令の表の8の項	事後	番号法等の改正に伴う変更
令和8年1月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項	事後	番号法等の改正に伴う変更
令和8年1月8日	基礎項目評価書	—	新様式への変更	事後	